

竜ヶ崎地区安全運転管理者協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、竜ヶ崎地区安全運転管理者協議会(以下、「会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を龍ヶ崎市役所内に置く。

(目的)

第3条 この会は、安全運転管理者の資質の向上および安全運転管理業務の改善等に努め、もって交通事故の防止に寄与するとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 この会は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項および第4項の規定に基づく安全運転管理者選任事業所等のうち、竜ヶ崎警察署の管轄区域に所属する、一般社団法人茨城県安全運転管理協会会員をもって構成する。

第2章 事業

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)安全運転管理に関する思想の普及啓発活動
- (2)安全運転管理に功労のあった個人および団体に対する表彰
- (3)安全運転に関する教育訓練および運転適性検査
- (4)安全運転管理者に対する教育および研修
- (5)地域住民に対する交通安全意識の普及高揚と連絡協調
- (6)関係行政官庁および関係諸団体との連携協調
- (7)一般社団法人茨城県安全運転管理協会との相互連携による交通事故防止活動の推進
- (8)その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員, 相談役, 顧問

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 5名
- 監事 2名
- 会計 1名

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 会長、副会長、会計は理事を兼ねることができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、この会の運営並びに事業の企画をつかさどる。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。
- 5 会計は、この会の出納を掌る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の期間内に異動があった場合は、第7条の規定にかかわらず理事会において、その後任者を選任することができる。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(相談役と顧問)

第10条 この会に相談役1名と顧問数名を置くことができる。

- 2 相談役と顧問は交通安全に識見のある者のうちから会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に應ずるほか会議に出席して意見を述べるすることができる。
- 4 顧問は、会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会および理事会とする。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

第13条 会議は、会議構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委任状を提出した者は、会議に出席したものとみなし、議決を承認したものとする。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎会計年度終了後、4月中に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会又は地区会員総数の3分の1以上の者から請求があったときに開催する。

(総会の審議事項)

第15条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1)前年度事業結果報告および決算について
- (2)新年度事業計画案および予算案について
- (3)役員を選任
- (4)会則の変更
- (5)その他この会の運営に関し特に必要な事項

(理事会)

第16条 理事会は、必要により開催する。

(理事会の審議事項)

第17条 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 臨時総会の招集
- (3) 事業計画および運営に関する事項
- (4) その他必要な事項

第5章 会計

(経費)

第18条 この会の経費は、別表の金額により会員が一般社団法人茨城県安全運転管理者協会に納入する地区会費及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第19条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 代議員

(代議員の役割)

第20条 竜ヶ崎地区の代議員として一般社団法人茨城県安全運転管理協会の運営に参画するものとする。

(代議員数)

第21条 代議員数は、100名の会員数に対して1名とする。

- 2 会員数に端数が生じた場合は、繰り上げて1名とみなす。

(代議員の選任)

第22条 代議員は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、会計、理事は代議員を兼ねることができる。

(代議員の任期)

第23条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の期間内に異動があった場合は、第23条の規定にかかわらず理事会において、その後任者を選任することができる。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 代議員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第7章 雑則

(補則)

第24条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会則の規定を逸脱しない範囲において、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附則 この会則は、平成31年4月23日から施行する。

附則 この会則は、令和2年7月13日から施行する。

別表
会費の額

車両台数 金額	会費額(年)	県会費	地区会費	備考
車両20台未満	11,000円	6,000円	5,000円	
車両20台以上	21,000円	11,000円	10,000円	

※新規加入者については、会員となってからの期間が6箇月以上は全額、6箇月未満はそれぞれの額の半額とする。

※自動車5台以上から、乗車定員11人以上の自動車にあつては1台以上から、自動二輪車(原動機付き自転車は含まない。)にあつては、10台以上から会費の対象とする。